各級選挙の公認・推薦基準　手続等

自由民主党鳥取県支部連合会

平１０．１０．２１　実　　施

平１６．１１．２９　一部改正

平１８．　２．２５　一部改正

平１８．　５．２８　一部改正

平２３．１２．　６　一部改正

　鳥取県支部連合会規約第３５条第５項（公認候補の選考基準は別に定める）に基づき、本会における、各級選挙の公認・推薦等及び手続について、鳥取県支部連合会規約、規定のほか、党本部の選挙対策要綱並びに候補者選定基準に準じ、次による。

Ⅰ．公認候補者の選考並びに選挙対策樹立機関　＝選挙対策委員会（規約第３３～３５条）

Ⅱ．決定機関（規約第１３～２８条）

1. 鳥取県支部連合会大会（第１３～２０条）
2. 総務会　　　　　　　（第２１～２５条）
3. 常任総務会　　　　　（第２６～２８条）

Ⅲ．選挙対策要綱

1. 候補者の選定は、別に定める（Ⅳ）候補者選考基準による。
2. 各級選挙の候補者選考・選定手続は、次による。
3. 衆議院議員　選挙区候補者は、衆議院選挙区支部の推薦を受けて、選挙対策委員会

　　　　　　　　において、地域支部等と調整・協議の上選考し、鳥取県支部連合会の

　　　　　　　　決定に基づき、党本部に公認・推薦予定候補者推薦申請をする。

比例区候補者は、選挙対策委員会において選考し、鳥取県支部連合会の決定に基づき、党本部に公認・推薦予定候補者推薦申請をする。

1. 参議院議員　選挙区候補者は、参議院選挙区支部の推薦を受けて、選挙対策委員会

　　　　　　　　において、地域支部等と調整・協議の上選考し、鳥取県支部連合会の

　　　　　　　　決定に基づき、党本部に公認・推薦予定候補者推薦申請をする。

　　　　　　　　比例区候補者は、選挙対策委員会において選考し、鳥取県支部連合会の決定に基づき、党本部に公認・推薦予定候補者推薦申請をする。

３）知事　　　　選挙対策委員会において選考し、鳥取県支部連合会の決定に基づき、

　　　　　　　　党本部に公認候補者又は推薦候補者の推薦を申請する。

1. 県議会議員　選挙対策委員会において選考し、鳥取県支部連合会の決定に基づき、

　　　　　　　　党本部に公認候補者又は推薦候補者の推薦を申請する。

５）市町村長　　選挙対策委員会において選考し、鳥取県支部連合会が決定する。

６）市町村議会議員　選挙対策委員会において選考し、鳥取県支部連合会が決定する。

３．公認証・推薦証に関する事項

1. 知事、県議会議員選挙の候補者に対する公認証及び推薦証は、自由民主党総裁名をもって発行する。
2. 市町村議会議員及び市町村長選挙の候補者に対する公認証及び推薦証は、鳥取県支部連合会会長が発行する。

４．所属党派証明書に関する事項

1. 地方議会議員及び市町村長の選挙に関する所属党派証明書は、鳥取県支部連合会会長が発行する。

５．選挙に際し、閣僚、党役員の氏名使用に関する事項

1. 鳥取県支部連合会が公認し、党本部の承認を受けたる候補者については、同候補者の推薦者として、閣僚、党役員の肩書と氏名を使用して差し支えない。
2. 鳥取県支部連合会において推薦した候補者の推薦者として、閣僚、党役員の肩書と氏名を使用しようとするときは、予め、その都度党本部の承認を受けなければならない。

Ⅳ．候補選定基準

1. 各級選挙の候補者の党公認及び推薦は、次の基準による。
2. 身上調査その他の適格審査を厳正にする。
3. 県議会議員にあっては、原則として現役優先主義とする。
4. 公認は当選確実な数にとどめる。
5. 公認候補者以外には原則として党籍証明書の発行は行わない。
6. 下記の各号に該当するものは、公認及び推薦しない。

　ⅰ）禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、刑の執行を終わってから10年を経過した者、執行猶予期間を満了した者および恩赦により復権した者を除く。

　ⅱ）禁錮以上の刑にかかる罪または公職選挙法及び政治資金規正法違反の罪により起

　　　訴されている者。

　ⅲ）党紀違反により、党則に基づく処分のうち、選挙における非公認、党員資格の停

　　　止、離党の勧告、除名の処分を受けた者。その他著しく党則もしくは党議に違背

　　　する行為および党員たる品位をけがす行為をした者。ただし、処分の執行を猶予

　　　された者、処分の期間を満了した者、党員資格の復帰した者、または、処分の取

　　　り消しがあった者を除く。

６）衆・参両院選挙区選挙においては、「鳥取県予備選挙実施要項」の規定に基づいて候補者を選考する。（H16.11.29常任総務会にて決定）

　　７）衆・参両院選挙区選挙及び県議会議員選挙において、鳥取県支部連合会運動方針に定める党員獲得義務数を毎年達成していない者については、原則として公認又は公認申請しない。

但し、その他の貢献等を鳥取県支部連合会長が考慮し、判断することができる。（H23.12.6常任総務会にて決定）

Ⅴ．公認・推薦等の手続

各級選挙の公認・推薦等の手続は、次による。

1. 衆議院議員　候補予定者の公認・推薦申請書（別紙二号様式）に、当該衆議院選

　　　　挙区支部長による申請書（別紙三号様式）並びに党本部所定の候補者経歴書並びに候補者の経歴（身上）確認書を添付して、鳥取県支部連合会会長宛申請する。

　　　　但し、候補予定者が当該選挙区支部長である場合或いは当該選挙区支部長が不在の場合、当該衆議院選挙区支部長による申請書は、省略することができる。

　　　　　　　　比例区候補者も選挙区の手続きに準じる。

1. 参議院議員　候補予定者の公認・推薦申請書（別紙二号様式）に、当該参議院院選

　　　　挙区支部長による申請書（別紙三号様式）並びに党本部所定の候補者経歴書並びに候補者の経歴（身上）確認書を添付して、鳥取県支部連合会会長宛申請する。

　　　　但し、候補予定者が当該選挙区支部長である場合或いは当該選挙区支部長が不在の場合、当該参議院選挙区支部長による申請書は、省略することができる。

　　　　　　　　比例区候補者も選挙区の手続きに準じる。

３）知事　　　　候補予定者の推薦人又は団体による公認・推薦申請書（別紙三－一号

　　　　　　　　様式）に候補予定者の公認・推薦申請書（別紙二号様式）並びに候補

　　　　　　　　予定者の経歴・政見書（別紙四号様式）を添えて鳥取県支部連合会会長宛申請する。

　　　　　　　　但し、現職知事で、前回選挙において公認または推薦を受けた場合に

　　　　　　　　は、候補予定者の経歴・政見書を省略することができる。

４）県議会議員 候補予定者の所属する支部の支部長或いは、候補予定者の住所にある、

　　　　　　　　支部の支部長の公認・推薦申請書（別紙三号様式）に候補予定者の公

　　　　　　　　認・推薦申請書（別紙二号様式）並びに候補予定者の経歴・政見書（別紙四号様式）を添えて鳥取県支部連合会会長宛申請する。

　　　　　　　　但し、現職県議会議員で、前回選挙において公認又は推薦を受けた場

　　　　　　　　合には、候補予定者の経歴・政見書を省略することができる。

５）市町村長　　候補予定者の所属する支部の支部長或いは、候補予定者の住所にある

支部の支部長の公認・推薦申請書（別紙三号様式）に候補予定者　　　　　　　　の公認・推薦申請書（別紙二号様式）並びに候補予定者の経歴・政見書（別紙四号様式）を添えて鳥取県支部連合会会長宛申請する。

　　　　　　　　但し、現職市町村長で、前回選挙において公認または推薦を受けた場

　　　　　　　　合には、候補予定者の経歴・政見書を省略することができる。

６）市町村議会議員　候補予定者の所属する支部の支部長或いは、候補予定者の住所にある

支部の支部長の公認・推薦申請書（別紙三号様式）に候補予定者の公認・推薦申請書（別紙二号様式）並びに候補予定者の経歴・政見書（別紙四号様式）を添えて鳥取県支部連合会会長宛申請する。

　　　　　　　　但し、現職市町村議会議員で、前回選挙において公認または推薦を受

　　　　　　　　けた場合には、候補予定者の経歴・政見書を省略することができる。

* 候補予定者の所属する支部、或いは候補予定者の住所にある支部の公認・推薦申請がない場合であっても、選挙対策委員会の選考に諮ることとする。（Ｈ18.2.25選対委員会にて決定）